(6)
届　　出　　日　平成21年６月12日
届　　出　　者　デロイト・アンド・トゥシュ・エルエルピー
住所又は所在地　アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク　10019-6754　ブロードウェイ1633

変更年月日	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
2009年６月１日	名称又は氏名	デロイト・アンド・トゥシュ・エルエルピー	デロイト・アンド・トゥシュ・エルエルピー 経営倫理担当パートナー　ハロルド・ジェイ・ティンクラー

(7)
届　　出　　日　平成21年６月15日
届　　出　　者　安進会計法人
住所又は所在地　大韓民国ソウル特別市永登浦区汝矣島洞23-5　ハンファ証券ビル14階（〒150-717）

変更年月日	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
2009年６月１日	役員の氏名	李在述、韓贊熙、金小蓉、鄭珉根、田賢哲	梁承禹、金鶴洙、金基嚇

(8)
届　　出　　日　平成21年６月25日
届　　出　　者　デロイト・エルエルピー
住所又は所在地　英国　EC4A　3BZ　ロンドンニューストリートスクエア２
2009年６月15日付で資本金の額又は出資の総額が変更された。
(9)
届　　出　　日　平成21年６月30日
届　　出　　者　アーンスト・アンド・ヤング・ゲーエムベーハー監査法人
住所又は所在地　ドイツ連邦共和国70499スタットガルト、ミットレラー、プファド15

変更年月日	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
2009年６月22日	名称又は氏名	アーンスト・アンド・ヤング・ゲーエムベーハー監査法人	アーンスト・アンド・ヤング・アーゲー監査・税理士法人　エグゼクティブ・ボード・メンバー　ギュンター・ルッペル

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成21年９月４日
関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成21年４月28日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三光設備株式会社　須山　欣英　東京都中央区銀座２―11―17　国土交通大臣許可（特―17）第4605号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成21年４月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成21年９月４日
関東地方整備局長　菊川　　滋
１　処分をした年月日　平成21年６月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社成和工芸社　池田　正巳　神奈川県横浜市鶴見区駒岡２―16―19　国土交通大臣許可（般―16）第20916号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成21年６月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成21年９月４日
関東地方整備局長　菊川　　滋
１　処分をした年月日　平成21年６月11日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　吉田建設株式会社　川野　年一　神奈川県横浜市港北区大豆戸町1182　国土交通大臣許可（般―17）第13462号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鉄筋工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成21年６月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成21年９月４日
関東地方整備局長　菊川　　滋
１　処分をした年月日　平成21年６月12日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　サンホームサービス株式会社　黒田　信也　東京都品川区南品川４―７―16　国土交通大臣許可（般・特―16）第21109号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（内装仕上工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成21年６月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成21年９月４日
関東地方整備局長　菊川　　滋
１　処分をした年月日　平成21年６月18日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　中央塗料工業株式会社　永澤　弘夫　神奈川県横浜市鶴見区市場富士見町９―13　国土交通大臣許可（般―17）第4399号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成21年６月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。